平成２７年（フ）第３４０２号
大阪市淀川区東三国２丁目17番14号岸本マンション302号、前住所大阪市淀川区東三国４丁目９番13号
債務者　井上　久紀
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４１６号
大阪市東成区玉津３丁目11番29―301号
債務者　志村　裕之
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２１号
大阪市旭区新森６丁目10番１―606号
債務者　山口　　登
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２６号
大阪市都島区都島本通２丁目７番６号　大和荘　２階８号
債務者　長谷川典良
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３号
奈良県橿原市川西町944番地の14　巳浪ハイツ　201号室
債務者　長田　憲夫
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
奈良県橿原市西池尻町95番地の１　アーバン寿301
債務者　小淵　典子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
徳島県三好郡東みよし町東山字内野74番地、前住所徳島県三好郡東みよし町東山字内野110番地
債務者　大西ユカリ
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第２００号
沖縄県浦添市宮城４丁目15番５―302号　コーポ南十字
債務者　横内　隆行
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２３２号
沖縄県那覇市若狭２丁目４番25―202号　ザ・ホライゾン・ビュー
債務者　神谷　節子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３７号
北海道北見市南仲町２丁目６番26号　南仲町１号ハイツ201号、前住所北海道北見市緑ケ丘６丁目11番34号　緑ケ丘ハイツ203号
債務者　長野　智和
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
北海道北見市春光町２丁目151番地６　すずらんハイツ101号、前住所札幌市東区伏古六条３丁目２番１―302号
債務者　田郷　竜一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
北海道北見市春光町２丁目151番地６　すずらんハイツ101号、前住所札幌市東区伏古六条３丁目２番１―302号
債務者　田郷　美咲
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
愛知県江南市古知野町小金25番地　メゾン江南Ⅱ301号
債務者　荒木　貞敏
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１９号
愛知県江南市古知野町小金25番地　メゾン江南Ⅱ301号
債務者　荒木美香子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３０４号
埼玉県草加市青柳５丁目14番９号
債務者　中川西洋一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目14番地８　リヒトハイツゆめみ野Ⅲ―204
債務者　浦和　文音
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係